

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	命令に従わない場合の給付差止め
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	予防接種法施行令第 16 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	予防接種法施行令第 16 条第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 町長は、A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の支給に関し特に必要があると認めるときは、A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付を受けている者に対して、医師の診断を受けるべきこと若しくはその養育する障害児について医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は必要な報告を求めることができる。</p> <p>2. A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付を受けている者が、正当な理由がなくて1の命令に従わず、又は報告をしないときは、町長は、A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の支給を一時差し止めることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日